

全体会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準および評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川および水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 出資金の評価基準および評価方法

① 市場価格のあるもの・・・・・・・・該当するものは ありません。

② 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 5年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によりますが、該当するものではありません。

(4) 引当金の計上基準および算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資および出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しますが該当するものではありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものではありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払預金）および現金同等物（愛荘町資金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金および現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分が不明瞭である場合の判断基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は、次のとおりです。

一般会計、土地取得造成事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業会計（法適用）

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当するものではありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分および余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 -283,382千円

② 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

③ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は、以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債はありません。